

対人葛藤場面における年長児の謝罪－許容スクリプト

中川 美和

(2003年9月30日受理)

apology-forgiveness script of 6-year-old children in an interpersonal conflict situation

Miwa Nakagawa

Observations of children's playground behaviours were obtained in order to show whether teachers promoted preschoolers to use apology-forgiveness script, and whether preschoolers used apology-forgiveness script. Additionally, to explore what categories were contained in apology-forgiveness script, 6-year-old children participated in the interview. Results indicated that the apology script consisted of the reception of responsibility, the cognition of anger in the victim, and the desire of acquirement of forgiveness from the victim, and apology. In the same way, the forgiveness script consisted of apology, empathy for the victimizer, and forgiveness.

Key words: apology, forgiveness, script, preschoolers

キーワード：謝罪，許容，スクリプト，幼児

問題と目的

従来の謝罪研究のいくつかにおいて、謝罪は社会的慣習行動として捉えられてきている。謝罪をしない加害者は、罰をうけたり周囲からネガティブな印象を抱かれるだけでなく (Darby & Schlenker, 1982; Darby & Schlenker, 1989), 社会的アイデンティティを回復することができない (Obeng, 1999)。このことは、謝罪しないことによって、加害者が、所属する社会の中で自分の存在場所を失う可能性を示している。すなわち、謝罪は、所属集団の一員として集団の中で生きていくために、違反を犯した加害者が必然的に示さなければならぬ行動であるといえよう。「違反を犯したら謝らなければならない」という見解に基づいて行われる謝罪は、謝罪スクリプトと呼ばれ (Darby & Schlenker, 1989), 幼児のような年齢の低い子どもでも、この謝罪スクリプトを獲得していることが予測される。

謝罪は、構成要素によって真の謝罪、道具的謝罪という2つのタイプに分けられる。真の謝罪とは、違反に対する責任を受容し罪悪感を認識した上で行われる謝罪のことであり、道具的謝罪とは、保育者による罰

を回避するなどの何らかの目的を達成するために行われる謝罪のことをいう。しかしながら、幼児の対人葛藤場面でよく見られる「ごめんね」「いいよ」という一連のルーティンを見てみると、その謝罪には真の謝罪にも道具的謝罪にも分類できないものが含まれている。すなわち、幼児の謝罪の中には、「保育者に叱られたくない」、もしくは「お友達に悪いことをしたな」という見解とは別に、「悪いことをしたら謝らないといけない」という違反事実、責任の受容のみに基づいて行われる謝罪が存在する。

許容についても、謝罪と同様のことがいえる。Darby & Schlenker (1989) は、低年齢児が違反の大きさや被害の程度にかかわらず、謝罪をした加害者を許す傾向にあることから、彼らが許容スクリプトを獲得している可能性を示した。許容スクリプトとは、「加害者から謝罪を受けたら被害者は加害者を許さなければならない」というものである。本来、被害者が加害者を許すか否かは、違反の種類や加害者の特性によって大きく左右される (Darby & Schlenker, 1982; Darby & Schlenker, 1989)。すなわち、加害者が謝罪したとしても、その謝罪を受け入れ加害者を許すかは被害者の判断に依拠するものであって、加害者が謝罪

をしたからといって被害者が必ずしも加害者を許さなければならぬということはない。それにもかかわらず、「謝ったのにどうして許してくれないの!」「許してくれないと先生に言うよ」といった発言が幼児の対人葛藤場面で頻繁に見られるのは、謝罪が許容を導くものであると幼児が認識しているためであり、つまり、幼児の許容には許容スクリプトが含まれている可能性がある。以上のことから、幼児の謝罪、許容について検討するとき、スクリプトという観点を考慮する必要がある。しかしながら、謝罪や許容をスクリプトの観点から捉えた研究はほとんどなく、したがって、謝罪スクリプト、許容スクリプトがどのようなカテゴリーから構成されているかは明らかにされていない。本研究では、幼児が謝罪-許容スクリプトを確立しているのか、また、各スクリプトはどのようなカテゴリーで構成されているかを明らかにすることによって、幼児の謝罪-許容スクリプトの検討を行う。

Tavuchis (1991)によると、加害者が謝罪を行う最も大きな目的は被害者から許容を得ることである。つまり、謝罪プロセスの中には、許容という見解が含まれている (Tavuchis, 1991)。このことと、「違反を犯した加害者は謝罪しなければならない」という、謝罪スクリプトが違反事実の認識、すなわち違反に対する責任の受容に基づくものだとする Darby & Schlenker (1989) をあわせて考えると、謝罪スクリプトについて以下の予測が立てられる。違反を犯した加害者は、まず自分が他者に対して違反を犯したという事実を認識し、違反に対する責任を受容した上で、被害者の許容を得たいという欲求から謝罪する。

一方、許容に関しては、従来の研究において、謝罪を受けた被害者は、加害者に対する共感性から加害者を許容することが明らかにされている (McCullough, Rachal, Sandage, Worthington, Brown, & Hight, 1998)。しかしながら、全ての幼児が必ずしもいつも、加害者に対する共感性を喚起させた上で加害者を許容することは考え難い。なぜなら、特に年少児の対人葛藤場面における問題解決方略に自己中心的な方略が多く見られることからも分かるように (山本, 1994), 幼児は自己の欲求に基づいて、自己中心的な見解から物事を捉える傾向にあるからである。加害者から謝罪を受けることによって、被害者の怒りがある程度緩和されたとしても、違反を犯されたことから生じた被害者意識が消えなければ、加害者の視点に立って加害者の感情を考慮することは困難であり、したがって、加害者への共感性は喚起されにくいことが予測される。すなわち、幼児の許容には、McCullough ら (1998) の報告するような、「謝罪→共感性→許容」という一連の流れ

が見られず、むしろ、Darby & Schlenker (1989) が示唆した「謝罪→許容」という流れが見られると予測される。換言すると、幼児の許容には加害者への共感性は介在しておらず、つまり、幼児は「謝罪をうけた被害者は加害者を許さなければならない」という見解に基づいてのみ加害者を許容するものであると考えられる。

さて、スクリプトとは、ある種のイベントについての知識構造のことを指すが、スクリプトを構成するカテゴリーを抽出するためには、まず、ある特定のイベントが生起してから終結するまでの道筋を明らかにする必要がある。そこで抽出されたカテゴリーで構成されたスクリプトを検証するにはいくつかの方法がある (Abelson, 1981)。本研究ではその中でも、被験者にカテゴリーの順番を再構成させる方法でスクリプトを検証する。Abelson (1981) によると、ある状況に直面したとき、その状況に類似した過去の状況が検索され、過去の状況で示した行動こそがその状況でとるべき行動であると判断される。同じような状況に直面する度に、このような状況想起、行動の検索、行動の決定という流れが繰り返されると、その一連の流れはスクリプトと同定される。すなわち、あるスクリプトを検証する際には、幼児が過去の類似状況を想起し、そこで示した行動を検索しているかを確認する必要がある。そうすることによって、カテゴリーの再構成はより容易になると考えられる。そこで本研究では、幼児に以前に体験した謝罪状況、許容状況を想起させた後、スクリプトのカテゴリーを再構成するよう求めることとする。

研究 1

自己主張的方略とは異なり、謝罪、許容のような協調的方略は、自己の対人葛藤経験のみに基づいて幼児が自発的に用いるようになる方略であるとは考え難い。それよりはむしろ、保育者のような第3者の働きかけによって、幼児は謝罪、許容することを学習する機会を得ると思われる。謝罪、許容に関する保育者の働きかけによって得られた謝罪-許容スクリプトに基づいて、幼児は対人葛藤場面で謝罪、許容行動を示すと考えられる。そこで研究1では、観察研究を通して、保育者が幼児に対して謝罪-許容スクリプトに関する働きかけを行うか、また、幼児は対人葛藤場面において謝罪-許容スクリプトを示すかを明らかにする。

方 法

対象児：H市内S保育園の年長児。

手続き：自由遊び時間において幼児の対人葛藤場面を観察した。

結果

<事例1>対人葛藤場面で見られた謝罪－許容スクリプトに関する保育者の介入行動

保育園の砂場で、S児、R児、N児、H児が遊んでいる。そこへM児がやってきた。R児、N児、H児、M児は年長児、S児は年少児と年齢は異なるのだが、S児はR児の弟であるため、年長児の中に入つて遊ぶことが少なくない。

S児は砂場にM児の姿を見つけると、M児に近づき、ふざけてM児に砂をかけた。M児はS児に砂をかけられても、しばらくは我慢していたがそれが3度続くとたまにS児を蹴った。S児は蹴られたことに腹を立てて、M児を追いかけていき、さらに砂をかけた。怒ったM児は再びS児を蹴った。2人は砂場を離れてけんかを始めた。

しばらくして砂場にS児が戻ってきた。S児はM児とのけんかに勝てなかっただようである。S児は近くの木の陰にM児がいることに気付くと、M児のところまで行き、M児を叩いた。叩かれたM児が怒ってS児を蹴ったところ、S児は泣き出してしまった。M児は怒りがまだおさまらないのか、泣いているS児をさらに叩いた。それをみたN児は、

N児：「Mくん、優しくしてあげて。」

とM児をたしなめた。H児やN児は、

H児：「もも組さん（年少クラス）なんやけん。」

N児：「ちっちゃいんやから弱いんやから。」

とM児に言った。

そこに保育者がやってきた。保育者はS児が泣いているのを見て、

保育者：「どしたん？何をしよるん？」

とみんなに声を掛けた。H児やN児からいざこざの経緯を聞くと、保育者は、お友達に砂をかけたり叩いたりしてはいけないと2人に言い、M児に、

保育者：「Mくん、謝ったら？」

と謝罪するよう促した。M児は保育者の促しに従い、

M児：「ごめんね。」

と謝った。しかし、S児は謝られてもM児をまだ許せないらしい。それをみた保育者は、

保育者：「謝ったんやから許してあげよ。」

とS児をたしなめた。

<事例2>対人葛藤場面で見られた幼児の謝罪－許容スクリプト

教室の中で、Y児がいすに座りテレビを見ていた。足が床に届かないため、無意識に足を前後にぶらぶ

ら揺らしている。Y児のいすのそばで、床に座って絵を描いていたJ児の腕に、Y児の足が何度もぶつかっている。J児は不快そうに何度も振り返るが、Y児は自分の足がJ児にぶつかっていることに全く気づいていない。しばらくしてJ児が、

J児：「やめてや、何度も。」

とY児に言った。Y児はこのとき初めて自分の足がJ児にぶつかっていたことに気づいたようである。Y児は表情を強張らせたまま黙っている。それを見てJ児は怒ったように、

J児：「言うことあるでしょ。」

と言った。Y児はそれでも何も言わない。するとJ児は続けて、

J児：「ごめんて言うて。」

と言った。Y児はすぐに、

Y児：「ごめんね。」

と言い、それを聞いたK児は、

J児：「いいよ。」

とY児を許した。

<事例3>対人葛藤場面で見られた幼児の謝罪－許容スクリプト

Y児、A児、K児が滑り台で遊んでいる。Y児が泣き出したため観察者が理由を尋ねたところ、Y児は、

Y児：「Kちゃんが押したり叩いたりする。」

と観察者に訴えた。A児はそれを聞いて、

A児：「押したり叩いたりしたらいけんのよ。」

とK児を責めた。するとK児は、

K児：「叩いてないもん（押したけど叩いてない）。」

とA児に言い返した。二人は言い合いを続けたが、最終的にK児が、

K児：「ごめんね。」

とY児に謝った。しかし、そばにいたA児はK児にまだ腹を立てているらしく、K児が謝った後もK児のことを責め続けた。K児は、

K児：「ごめんなさいしたからもう何も言わないでよ！」

とA児に強い口調で言い返した。

考察

研究1では、幼児の対人葛藤に対して、謝罪－許容スクリプトに基づいた働きかけを保育者が用いるか、また、幼児自身も、対人葛藤場面において謝罪－許容

スクリプトを示すかを明らかにするために観察研究を行った。その結果、対人葛藤に介入する保育者が、謝罪－許容スクリプトに基づいた介入行動を示すだけでなく、幼児自身が他児の対人葛藤に介入する際にも、謝罪－許容スクリプトに基づいた介入行動を示すことが明らかになった。

事例1は、年少児男児Sと年長児男児Mの対人葛藤場面である。S児は、年長児クラスに姉がいることから、日頃からM児を含む年長児と遊ぶことが少なくなかった。しかしながら、年少児であるため、状況判断力や善悪判断力が乏しく、他児を怒らせ対人葛藤を引き起こすことが多い。事例1においても、最初の対人葛藤を引き起こしたのはS児であり、一度終結した後に見えた対人葛藤が再び始まったのもS児による挑発行動が原因である。しかしながら、S児が年少クラスの幼児であるということもあってか、周囲の幼児はS児に同情的な見解を示し、彼らから話を聞いた保育者も、S児ではなくM児のみに謝罪するよう促した。その際、保育者は、「誰が悪いのか」、「被害者が今どんな気持ちになっているか」という真の謝罪につながる言及はなきず、「悪いことをしたら謝らなければならない」という謝罪スクリプトに基づいた介入を行っている。また、謝罪されたS児が、不服そうな顔で黙り込み、謝罪を拒絶する態度を示すと、「謝ったんやから許してあげよ」とS児に許容を促している。この際にも、「許容しないとどうなるか」ということについては言及せず、つまり、「謝罪をうけたら許さなければならない」という許容スクリプトに基づいた介入を行っている。対人葛藤場面における保育者の介入行動には、このような謝罪－許容スクリプトが見られることは少なくない。介入をうけた幼児は反論せず、保育者の介入行動に従っていることから、謝罪－許容スクリプトは、対人葛藤の加害者、被害者の中では暗黙のルールとなっているのかもしれない。しかしながら、本郷・杉山・玉井（1991）は、発達に伴って、乳幼児が保育者の介入を受け入れるようになる傾向にあることを示しており、すなわち、事例1の謝罪－許容スクリプトも、保育者の提案であるため受け入れられた可能性があり、この事例だけでは謝罪－許容スクリプトが幼児の中で暗黙的なルールとなっているかを判断することができない。

そこで、事例2、事例3では、他児同士の対人葛藤に介入する幼児の言動に焦点を当てて検討した。事例2は、Y児が偶発的に引き起こした対人葛藤についてのものである。J児は日頃から他児との間で対人葛藤を生じさせることが多く、したがって、謝罪経験、許容経験が非常に多い幼児である。Y児が偶発的に違反

を犯したことが明らかであったため、J児は不快そうな表情はするものの、Y児に対して最初は何も言わなかった。しかし、足がぶつかるという行為が度重なることによって、J児の怒りは高まつたらしく、最終的には謝罪を強要する発言を行った。この際、J児は、違反理由や自分の不快な気持ちには全く触れず、謝罪を求める言葉かけのみを行っている。これは、Darby & Schlenker (1989) の報告する謝罪スクリプトが幼児期においてすでに確立されていることを示すものである。すなわち、J児の「何か言うことあるでしょ」「ごめんて言うてよ」という発言は、「違反を犯した加害者は被害者に謝らなければならない」という見解に基づいてなされたものであるといえる。また、J児の発言にしたがって、それまで黙っていたY児がすぐに謝罪したのも、Y児の中に謝罪スクリプトが確立されているためであると考えられる。一方、謝罪をうけたJ児は、違反を何度も繰り返され怒りの感情が高まっているはずなのに、謝罪をうけたるとすぐ加害者を許容した。これは、Darby & Schlenker (1989) のいう「謝罪をうけた被害者は加害者を許さなければならない」という許容スクリプトが幼児の中で確立されていることを示している。

「謝罪をうけた被害者は加害者を許さなければならない」という見解は、加害者のみに見られるものではない。事例3のK児も、事例2のJ児と同様に、他児との間で頻繁に対人葛藤を引き起こす幼児である。K児は、明らかに自分が悪い状況であるにもかかわらず、一旦謝罪すると、謝罪後にネガティブな働きかけを行う他者に対して、「謝ったんだから何も言わないで！」と怒りを表出している。この発言は、K児が許容スクリプトを確立しているからこそ見られるものであり、すなわち、謝罪が許容に直結するという幼児の見解が表れたものである。

以上のことから、幼児期においてはすでに謝罪－許容スクリプトが確立されていることが示された。しかしながら、事例研究からは、各スクリプトがどのようなカテゴリーで構成されているかをみることができない。そこで、研究2では、年長児を対象として、謝罪－許容スクリプトを構成するカテゴリーを抽出し、各スクリプトを検証することにする。

研究2

研究1で、幼児が謝罪－許容スクリプトを確立し、対人葛藤場面で各スクリプトに基づいた行動を示すことが明らかになった。しかしながら、各スクリプトがどのようなカテゴリーで構成されているかについては

明確になっていない。そこで研究2では、幼児の謝罪－許容スクリプトがどのようなカテゴリーで構成されているかについて検討する。具体的には、調査1で謝罪スクリプトを構成するカテゴリーの抽出を行い、調査2では、調査1で抽出されたカテゴリーを幼児に再構成するよう求めることで、謝罪スクリプトを検証する。同様に、調査3において許容スクリプトの抽出を行い、調査4では、許容スクリプトを検証する。自由回答に基づいた調査を行うことと、低年齢児におけるカテゴリーの再構成の困難さを考慮し、対象児は年長児とする。

方 法

謝罪スクリプトについて

<調査1：カテゴリーの抽出>

対象児：H市内H幼稚園の年長児15名。

材料：指人形男女用各2体、計4体。

手続き：ものの取り合いについての課題文を調査者が指人形を用いて演じた。課題文提示後、「○○くんは、これまでにお友達とけんかをして『ごめんね』と謝ったことがある？」と尋ねることで、被験児の持つ既存の謝罪スクリプトを想起させた。

本来、成人を対象にスクリプトの検討を行う場合、回答を引き出すために調査者による言葉かけなどを行わず、ある行動が終結するまでの道筋を自由回答で求める。しかしながら、幼児を対象とした場合、想起されるカテゴリーの少なさや時系列的に物事を捉えることの困難さなどから、成人と同様に完全な自由回答によってスクリプトを検討することは難しい。そのため、本研究では、被験児の回答に基づいて、調査者がある程度の質問、言葉かけを行いながら回答を引き出すと

いう方法をとった。具体的には、まず、加害者がなぜ被害者に謝罪したかを明らかにするために、「ともくん（加害者）は、このときどうしてゆうくん（被害者）に謝ったんだと思う？」と質問し、その回答に基づいて、以下の点について質問を行った。①加害者は被害者の怒りを認知しているか、②加害者は被害者から許しを得たいと思っているか、③被害者の怒りは、加害者が被害者から許しを得る上で妨げになるか、④許しを得るにはどうすればいいか、⑤悪いことをしたら謝らなければならないと思うかなどである（Table 1）。

<調査2：カテゴリーの再構成>

対象児：H市内H幼稚園の年長児16名。

材料：指人形男女用各2体、計4体、違反を犯してから謝罪をするまでの一連の加害者の行動、認識を示す図版男女用各4枚、計8枚。

手続き：ものの取り合いについての課題文を調査者が指人形を用いて演じた。課題文提示後、「○○くんは、これまでにお友達とけんかをして『ごめんね』と謝ったことがある？」と尋ねることで、被験児の持つ既存の謝罪スクリプトを想起させた。その後、謝罪スクリプトについて描いた図版4枚を1枚ずつ説明し、各図版を順番に並べるよう被験児に求めた。被験児が誤った順番に図版を並べたときには、どうしてそのように図版を並べたかを1枚ずつ確認した上で、調査者が矛盾点を指摘し、もう1度図版を順番に並べよう求めた。2度目の並べ替えで順番を誤った被験児はいなかった。

許容スクリプトについて

<調査3：カテゴリーの抽出>

対象児：H市内H幼稚園の年長児15名。

材料：指人形男女用各2体、計4体。

Table 1 謝罪スクリプトについての回答例

発言者	発言内容
被験児	まあくんは怒っている。
調査者	(まあくんが怒ったままだと、あっくんはまあくんと遊べるか?)
被験児	遊べない。
調査者	(まあくんが怒ったままだと、あっくんはまあくんに許してもらえるか?)
被験児	許してもらえない。
調査者	(このとき、あっくんが何かを言ったらまあくんは怒らなくなつた。 あっくんは何を言ったと思う?)
被験児	「ごめんね」
調査者	(あっくんはごめんねしたとき、まあくんに許して欲しいと思っているか?)
被験児	許して欲しいと思っている。許してくれると思っている。
調査者	(あっくんはどうして謝ったと思うか?)
被験児	取ったから。
調査者	(お友達に悪いことをしたら謝らないといけないと思うか?)
被験児	謝らないといけない。謝らないと悪い人みたいだから。

Table 2 許容スクリプトについての回答例

発言者	発言内容
調査者	(ゆうくんはどうしてともくんを許してあげたのか?)
被験児	ゆうくんは怒っている。ともくんがごめんごめんって言わんかったら許さない。
	ともくんはゆうくんに許して欲しいと思っている。
調査者	(ゆうくんはともくんのことをかわいそうだと思ったか?)
被験児	かわいそうだと思っている。許さなかつたらかわいそう。
調査者	(お友達が謝ったら許してあげないといけないと思うか?)
被験児	許してあげないといけない。
調査者	(「ごめんね」と謝られてもどうしても許せないときはどんなときか?)
被験児	けんかしたとき。おもちゃとったり殴ったり。
調査者	(そのおもちゃが大事なものだったら? 大事なものじゃなかったら?)
被験児	大事なものなら許さない。大事でないものなら許す。

手続き：ものの取り合いについての課題文を調査者が指人形を用いて演じた。課題文提示後、「○○くんは、これまでにお友達とけんかをして、お友達が『ごめんね』と謝ったから『いいよ』と許してあげたことはある？」と尋ねることで、被験児の持つ既存の許容スクリプトを想起させた。

許容スクリプトについては謝罪スクリプトと同様に、幼児では、想起されるカテゴリーの少なさや時系列的に物事を捉えることの困難さが見られることから、被験児の回答に基づいて、調査者がある程度の質問、言葉かけを行いながら回答を引き出すという方法をとった。具体的には、まず、被害者がなぜ加害者を許したかを明らかにするために、「このとき、まあくん(被害者)は、どうしてあっくん(加害者)を許してあげたんだと思う?」と質問した。その後、以下の点に留意しながら質問を行った。①もし被害者が加害者を許さなければ、加害者はかわいそうだと思うか、②もし被害者が加害者を許さなければ、被害者と加害者はこの後一緒に遊ぶことができるか、③謝られたら許さなければいけないと思うか、④謝られてもどうしても許すことができないときはどんなときかなどである(Table 2)。

<調査4：カテゴリーの再構成>

対象児：H市内H幼稚園の年長児16名。

材料：指人形男女用各2体、計4体、加害者に謝罪されてから加害者を許容するまでの被害者の行動、認識を示す図版男女用各3枚、計6枚。

手続き：ものの取り合いについての課題文を調査者が指人形を用いて演じた。課題文提示後、「○○くんは、これまでにお友達とけんかをして、お友達が『ごめんね』と謝ったから『いいよ』と許してあげたことはある？」と尋ねることで、被験児の持つ既存の許容スクリプトを想起させた。その後、許容スクリプトについて描いた図版3枚を1枚ずつ説明し、各図版を順番に

並べるよう被験児に求めた。被験児が誤った順番に図版を並べたときには、どうしてそのように図版を並べたかを1枚ずつ確認した上で、調査者が矛盾点を指摘し、もう1度図版を順番に並べるよう求めた。2度目の並べ替えて順番を誤った被験児はいなかった。

結果

調査1において、まず、謝罪を行う理由を明らかにするために、加害者の謝罪理由を尋ねたところ、回答が「加害者が悪いことをしたから」という責任受容を行いうものと行わないものの2つに分けられた。2項検定を行ったところ、責任を受容すると回答する被験児の比率は、そうでない被験児の比率よりも有意に高かった($p < .01$)。そこで、謝罪する前、加害者は被害者の怒りを認識しているかを尋ね、回答について2項検定を行ったところ、被害者の怒りを認識していると答えた被験児の比率は、認識していないと回答する被験児の比率に比べて有意に高いことが分かった($p < .01$)。続いて、加害者は被害者から許しを得たいと思っているかについて尋ね、回答について2項検定したところ、加害者は被害者から許しを得たいと回答する被験児の比率は、許しを得たくないと回答する被験児の比率よりも有意に高かった($p < .01$)。しかしながら、加害者は被害者との関係維持を望んでいるかを尋ねたところ、関係を維持したいと回答する被験児の比率と関係を維持したくないと回答する被験児の比率の間には有意差は見られなかった。さらに、被害者の怒りの感情が許容を抑制するかについて尋ね、回答について2項検定を行った結果、被害者が怒ったままでは加害者は被害者に許容されないと回答した被験児の比率は、許容されると回答した被験児の比率よりも有意に高かった($p < .05$)。では、許しを得るために加害者はどうすればいいかと質問し、回答について2項検定を行ったところ、全ての被験児が「加害者は謝罪すればよい」

と回答した ($p < .01$)。最後に、悪いことをしたら謝らなければならないと思うかについて質問し、回答について 2 項検定を行った結果、違反を犯した加害者は謝罪するべきであると全ての被験児が回答した ($p < .01$) (Table 3)。

調査 2において、調査 1で抽出した謝罪スクリプトのカテゴリーを再構成するよう求めたところ、1 回目の試行で、「責任の受容→被害者の怒りの認識→許容欲求→謝罪」という順序でカテゴリーを並べることができた被験児は 8 名 (50%) であった。誤った解答をした被験児に対しては、矛盾点を指摘した上でもう一度カテゴリーを再構成するよう求めたところ、全ての被験児が「責任の受容→被害者の怒りの認識→許容欲求→謝罪」の順番でカテゴリーを並べた。

調査 3においては、まず、被害者が加害者を許容する理由を明らかにするために、被害者の許容理由を尋ねたところ、全ての被験児が加害者が謝罪したからと回答していた ($p < .01$)。そこで、謝罪をうけた被害者が加害者を許さなかったら加害者がかわいそうと思うかと、被害者における加害者への共感性の喚起の有無を質問し、回答について 2 項検定を行ったところ、加害者に対して共感性を喚起すると回答した被験児の比率は、喚起しないと回答した被験児の比率に比べて高かった ($p < .01$)。続いて、被害者が謝罪した加害者を許容しなければその後二人は一緒に遊ぶことができるかを尋ね、回答について 2 項検定を行った結果、被害者が加害者を許容しなければ、二人は一緒に遊ぶことができないと回答する被験児の比率は、一緒に遊ぶことができると回答する被験児の比率に比べて高いことが分かった ($p < .01$)。さらに、加害者が謝罪した場合、被害者は加害者を許さなければならぬと思うかを尋ね、回答について 2 項検定を行ったところ、被害者は謝罪した加害者を許さなければならぬと全ての被験児が回答した ($p < .01$)。最後に、加害者が謝罪してもどうしても加害者を許せないときはあるか、またそれはどのようなときかを質問したところ、謝罪

をした加害者を許せないときがあると答えたのは 8 名 (53%) であり、その内容としては、加害者がもたらした被害が大きいときという被害状況に関するものが多かった (Table 4)。

最後に調査 4において、調査 3で抽出した許容スクリプトのカテゴリーを再構成するよう求めたところ、1 回目の試行で、「謝罪→共感性→許容」という順序でカテゴリーを並べることができた被験児は 10 名 (63 %) であった。誤った解答をした被験児に対して、矛盾点を指摘した上でもう一度カテゴリーを再構成するよう求めたところ、全ての被験児が「謝罪→共感性→許容」の順番でカテゴリーを並べた。

考 察

調査 1、調査 2では、年長児の謝罪－許容スクリプトを構成するカテゴリーを抽出し、カテゴリーの順序を再構成するよう幼児に求めることで、年長児の謝罪スクリプトを検証した。まず第 1 に、謝罪を行う理由を尋ねたところ、多くの年長児が「自分が悪いことをしたから」と答えた。これは、Darby & Schlenker (1989) の謝罪スクリプトの内容と合致するものであった。すなわち、Darby & Schlenker (1989) が報告するように、「悪いことをしたら謝らなければならない」という責任の受容が謝罪を導く大きな要因となっているといえよう。また、加害者は被害者の怒りを認識しており、被害者の怒りが緩和されないと加害者は被害者から許しを得ることができず、加害者は被害者から許しを得たいと望み、許しを得るために被害者に謝罪すると多くの幼児が回答していた。Tavuchis (1991) によると、謝罪プロセスの中には許容欲求が含まれる。換言すると、加害者が謝罪を行う最大の理由は、被害者から許しを得ることである。また、謝罪は、被害者の怒りの感情を緩和し、被害者から許容を得る効果を持つことが明らかにされている (e.g., Darby & Schlenker, 1982; Darby & Schlenker, 1989; Ohbuchi, Kameda, & Agarie, 1989)。本研究で得られた結果は、これらの見解を支持するものであった。すなわち、年長児は、被害者の怒りを認識し、被害者から許しを得たいと望む一方で、謝罪することによって被害者から

Table 3 謝罪スクリプトについての質問内容と回答者数

質問内容	回答者数 (%)
加害者は被害者の怒りを認識している	15(100)
加害者は被害者の怒りを認識していない	0(0)
許して欲しい	14(100)
許して欲しくない	0(0)
怒りは許容を妨げる	12(80)
怒りは許容を妨げない	3(20)
許容を得るために謝罪は必要である	15(100)
許容を得るために謝罪は必要でない	0(0)
自分が悪いことをしたときは謝らないといけない	15(100)
自分が悪いことをしても謝らなくてよい	0(0)

Table 4 許容スクリプトについての質問内容と回答者数

質問内容	回答者数 (%)
許さなければ加害者がかわいそう	15(0)
許さなくても加害者がかわいそうじゃない	0(0)
許さないと加害者と一緒に遊ぶことができる	11(92)
許さなくても加害者と一緒に遊ぶことができる	1(8)
加害者が謝ったときには許してあげないといけない	15(0)
加害者が謝っても許してあげなくてよい	0(0)

許しを得ることができるという許容に対する謝罪の効果を認識した上で謝罪を行っているといえよう。以上のことをまとめると、幼児の謝罪スクリプトを構成するカテゴリーには、責任の受容と被害者の怒りの緩和、そして許容欲求が含まれており、加害者は、怒りの緩和や許容獲得を考慮して謝罪を行っているといえる。以上のことから、年長児の謝罪スクリプトは、「違反→責任の受容→謝罪」という Darby & Schlenker (1989) のモデルに、被害者の怒りの認識と許容欲求が加わった、「責任の受容→被害者の怒りの認識→許容欲求→謝罪」という一連の流れを指すモデルであることが示された。

調査3、調査4では、許容スクリプトを構成するカテゴリーを抽出し、カテゴリーの順序を再構成するよう幼児に求めることで、幼児の許容スクリプトを検証した。その結果、幼児の許容スクリプトには、加害者への共感性が含まれることが示された。つまり、謝罪をうけた被害者は、「許してあげないと加害者がかわいそう」という加害者への共感性を喚起させた上で加害者を許容する。この結果は、McCullough ら (1998) の見解と一致している。McCullough ら (1998) は、成人を対象とした実験結果から、「謝罪→共感性→許容」という、被害者における許容プロセスを見いだした。つまり本研究の結果は、McCullough ら (1998) の見解を支持し、Darby & Schlenker (1989) が報告する、「謝罪をうけた被害者は、加害者を許さなければならない」という「謝罪→許容」という一連の流れに、「共感性」という観点が加えられることを示したといえよう。すなわち、「謝罪→共感性→許容」という一連の流れが、年長児における許容スクリプトであるといえる。

他者を許容するという行動は、低年齢児では非常に困難な行動であるといえる。なぜなら、低年齢児は他者視点取得能力が低いために他者の視点に立って物事を考えることが難しく、そのため、他者に違反を犯された場合、自分のうけた被害にばかり着目し、違反後、加害者からどのような働きかけがあったとしても、加害者の立場に立つてものを考えることができず、高まった怒りの感情に基づいて加害者の働きかけを拒絶すると考えられるからである。しかしながら、Darby & Schlenker (1989) の報告する許容スクリプトには、McCullough ら (1998) のものとは異なり、共感性のような他者視点取得を必要とするものが含まれていないため、年少児であっても「謝罪→許容」という流れの許容スクリプトに基づいて他者を許容することが可能である。ただ、上述したように、この際の許容には共感性が含まれていないため、「謝罪→許容」という

流れの許容スクリプトに基づいて加害者を許容した被害者は、加害者の感情を考慮しておらず、したがって、加害者への怒りや不満が必ずしもいつも緩和されているとは考え難い。そのため、形だけの許容をしたとしても、被害者と加害者の間に何らかのわだかまりが残る可能性がある。しかし、本研究で対象とした年長児の許容スクリプトには共感性が介在することが示されたことから、年長児になると、他者視点能力が高まり、被害者は、「許してあげないと加害者がかわいそう」と加害者に対して共感性を喚起させた上で加害者を許容するといえる。被害者が自己の被害にのみ着目するのではなく、加害者の感情を推測し、共感性を喚起させた上で加害者を許容した場合、被害者は納得の上で加害者を許しているため、当事者間に残るわだかまりは小さい。つまり、本研究で得られた年長児の許容スクリプトは、謝罪後の良好な人間関係を考える上では非常に重要なものであるといえる。

謝罪→許容スクリプトは、他者視点取得能力だけでなく、道徳性などの他の様々な能力が高まりにつれて構成要素が異なる可能性がある。どの年齢児においてどのようなカテゴリーが謝罪→許容スクリプトを構成しているかを検討することによって、謝罪、許容についてより多くの見解が得られる。この点については今後検討していく必要がある。

総合考察

本研究では、年長児を対象として、謝罪→許容スクリプトの検証を行った。謝罪や許容などの協調的方略や協調的行動は、自己主張的方略とは異なり、自発的に幼児が用いるようになるとは考え難い。むしろ、保育者との相互作用から学習され獲得されるものであるといえる。その学習機会とは、具体的には、研究1の事例1のようなものを指す。事例1では、保育者は当事者の感情や違反状況について言及することなく、対人葛藤の当事者に謝罪もしくは許容を促している。このような保育者による教示に従う中で、幼児は「責任の受容→謝罪」、「謝罪→許容」という謝罪→許容スクリプト (Darby & Schlenker, 1989) を学ぶと思われる。このようにして幼児の中に確立された謝罪→許容スクリプトは、保育者による度重なる教示を経て、幼児自身に自発的に用いられるようになる。それを示したもののが事例2、事例3である。すなわち、Darby & Schlenker (1989) の示す謝罪スクリプトおよび許容スクリプトとは、最も基本的な形の謝罪、許容であり、この種のスクリプトは他者視点取得の観点を必要としないため、低年齢児でも可能であると思われる。

しかしながら、本研究で対象とした年長児では、他者視点取得能力や状況認知力が高くなるため、謝罪を行った際には、違反に対する責任を受容し、また被害者の怒りを認知し、許容を得ようとし、同時に許容に対する謝罪の効果を認識した上で謝罪を行う。すなわち、Darby & Schlenker (1989) のいう「責任の受容→謝罪」という最もシンプルな形の謝罪スクリプトではなく、「責任の受容→被害者の怒りの認識→許容欲求→謝罪」という複雑な謝罪スクリプトを用いるようになる。同様に、被害者の側に関しても、他者視点取得能力が高まり、被害者における加害者への共感性の喚起が可能となり、Darby & Schlenker (1989) の「謝罪→許容」という最もシンプルな許容スクリプトは、共感性という観点を加え、「謝罪→共感性→許容」という複雑な流れに変化する。このように、謝罪－許容スクリプトは、発達に伴う他者視点取得能力などの様々な能力の高まりと共に、より複雑になることが示された。しかしながら、本研究は、幼児の自由回答に基づいた調査法を用いたため、謝罪－許容スクリプトの内容について、実験的な操作を用いてさらに検討していくいかなくてはならない。

年少児が対人葛藤場面で自発的に謝罪を用いることはほとんどない。彼らは自己の欲求に基づいた自己主張的な方略を多く用いるが、それらの方略が対人葛藤の終結にもたらす効果は小さい。多くの対人葛藤を経験する中で、幼児は対人葛藤終結にもたらす自己主張の方略の効果の小ささを認識し、被害者と加害者間の暗黙のルールとして謝罪が求められることに気づく。同様に、謝罪を受けた被害者も、謝罪を拒絶すると場合によっては加害者の怒りを招くこともあります (Bennett & Dewberry, 1994)，円満な対人葛藤終結に至らないことに気づき、当事者間の暗黙のルールとして許容が求められることを認識するようになる。謝罪－許容スクリプトは、このような暗黙のルールの上に成り立つモデルであるといえる。このような暗黙のルールに基づく謝罪－許容スクリプトという、謝罪、許容の土台を確立していなければ、道徳性や他者視点取得能力が高まったとしても、対人葛藤の当事者が謝罪および許容という行動を示すことは難しい。また、謝罪、許容は、社会的慣習行動であり、所属する社会集団の中で自己の存在場所を確保するためには必要な

行動である。社会的行動として謝罪、許容を捉えるためには、その基礎となる謝罪－許容スクリプトについてさらに深く検討していかなくてはならない。

引用文献

- Abelson, R. P. 1981 Psychological status of the script concept. *American Psychology*, **36**, 715-729.
- Bennett, M., & Dewberry, C. 1994 "I've said I'm sorry, haven't I?" A study of identity implications and constraints that apologies create for their recipients. *Current Psychology*, **13**, 10-20.
- Darby, B. W., & Schlenker, B. R. 1982 Children's reactions to apologies. *Journal of Personality and Social Psychology*, **43**, 742-753.
- Darby, B. W., & Schlenker, B. R. 1989 Children's reactions to transgressions: Effects of the actor's apology, reputation and remorse. *British Journal of Social Psychology*, **28**, 353-364.
- 本郷一夫・杉山弘子・玉井真理子 1991 子ども間のトラブルに対する保母の働きかけの効果－保育所における1～2歳児の物をめぐるトラブルについて－発達心理学研究, **1**, 107-115.
- McCullough, M. E., Rachal, K. C., Sandage, S. J., Worthington, Jr. E. L., Brown, S. W., & Hight, T. L. 1998 Interpersonal forgiving in close relationships: II. Theoretical elaboration and measurement. *Journal of Personality and Social Psychology*, **75**, 1586-1603.
- Obeng, S. G. 1999 Apologies in Akan discourse. *Journal of Pragmatics*, **31**, 709-734.
- Ohbuchii, K., Kameda, M., & Agarie, N. 1989. Apology as aggression Control: Its role in mediating appraisal of and response to harm. *Journal of Personality and Social Psychology*, **56**, 219-227.
- Tavuchis, N. 1991 *Mea culpa: A sociology of apology and reconciliation*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- 山本愛子 1994 対人葛藤場面における幼児の問題解決方略に関する発達的研究 広島大学教育学部紀要第1部(心理学), **43**, 241-249.

(主任指導教官 山崎 晃)